

介護保険

年齢を重ねるにつれて起きるさまざまな病気や怪我などのために生活に支障があったり、介護が必要となった人を社会全体で支える制度が、介護保険制度です。万一の時に、ご本人やご家族が安心して生活できるように支援しています。

Q1 介護保険のしくみは、どうなっているのですか？

A 対象は40歳以上で、対象者（被保険者）が支払う保険料と公費（税金）で運営され、自宅介護や施設での介護を受ける時に、所得に応じて、かかる費用の1割から3割の負担でサービスを受けることができます。

主な介護保険サービスの種類

種類	介護サービス	介護予防サービス 介護予防・日常生活支援総合事業	
在宅サービス	自宅で受けるサービス	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護（ホームヘルプ） 訪問入浴介護 訪問リハビリテーション 福祉用具貸与 住宅改修費の支給 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防型訪問サービス（ホームヘルプ） 生活支援型訪問サービス（ホームヘルプ） 訪問入浴介護 訪問リハビリテーション 福祉用具貸与 特定福祉用具購入費の支給
	施設に通って受けるサービス	<ul style="list-style-type: none"> 通所介護（デイサービス） 通所リハビリテーション（デイケア） 認知症対応型通所介護 地域密着型通所介護 	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防型通所サービス（デイサービス） 生活支援型通所サービス（デイサービス） 通所リハビリテーション（デイケア） 認知症対応型通所介護
	通い・訪問・泊まりの組み合わせ	<ul style="list-style-type: none"> 小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模多機能型居宅介護
	短期宿泊	<ul style="list-style-type: none"> 短期入所生活介護（ショートステイ） 短期入所療養介護（ショートステイ） 	<ul style="list-style-type: none"> 短期入所生活介護（ショートステイ） 短期入所療養介護（ショートステイ）
施設サービス	施設・居住系	<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護（グループホーム） 	<ul style="list-style-type: none"> 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

※01 介護保険料の支払い

40歳～ 65歳未満	<p>加入している医療保険の保険料と一緒に支払います</p> <p>65歳未満の配偶者などの被扶養者については、各医療保険者に確認してください。</p>
65歳以上	<p>個人が年金天引きなどにより、福岡市に支払います。</p> <p>年金が年間18万円未満の方や、年金受給がない方または65歳になられた年は、納付書で支払います。</p>

早良区役所 福祉・介護保険課 介護サービス係
☎833-4355 FAX 846-8428

※02 介護サービス利用までの手順

1.申請	郵送または区役所で申請する。
2.訪問調査	調査員が事前に日程を調整してご自宅などを訪問。
3.主治医意見書	市が、主治医に依頼して、心身状況などが書かれた意見書を受け取る。
4.介護認定審査会	訪問調査結果と主治医意見書を参考に、要介護度を判定。介護の手段に応じて、非該当、要支援1・2、要介護1～5の段階。
5.認定結果通知	認定結果が通知される。
6.ケアプラン（計画）作成	要支援の方/いきいきセンター 要介護の方/ケアマネジャーにそれぞれ作成を依頼。
7.サービス開始	作成されたケアプランに基づき、サービスが提供される。

福岡市要介護認定事務センター
☎711-6030 FAX 711-6524

Q2 介護保険料の支払いは、どうするのですか？

A 40歳以上65歳未満の方と、65歳以上の方では支払い方法が違います。なお、加入申請など、特別な手続きは必要ありません。詳しくは表のとおりです。

Q3 介護サービスは、どうすれば利用できますか？

A 要介護認定を受ける必要はありません。手順は、表のとおりです。
※65歳未満の方は特定疾病により、介護や支援が必要となる場合に限られます。

Q4 どんな介護サービスがありますか？

A 必要に応じて次のサービスが受けられます。
○通いで受ける↓デイサービス、デイケアなど
○自宅で受ける↓ヘルパー、訪問看護など
○在宅生活の支援↓福祉用具（レンタル・購入）、住宅改修（手すりなど）
○施設に入所する↓特別養護老人ホーム、老人保健施設など

Q5 高齢者のための福祉や、介護に関する相談は？

A 「いきいきセンター」ほかで、保健師・社会福祉士・ケアマネジャーの資格を持つ専門スタッフが、健康や福祉、介護などに関する相談にのったり、からだの状況に適したアドバイスなどを行っています。
※いきいきセンターの連絡先は巻末の一覧表をご覧ください。

